

旧ロシア領事館活用事業プロポーザルに係る質問および回答

番号	掲載日	対象書類等の名称	質問内容	回 答
1	令和2年 11月9日	本文P4 1 (4)イ(ア)(イ) 別添 7	「歴史的・文化的価値を有する可能性が高い箇所（別添 7）」について、本館の構造自体への影響が比較的少ないと思われる装飾品（ランプ、シャンデリア等）を現行の設置場所から取り外し、別の箇所に設置したり、再設置せずに保管したりすることは可能でしょうか。	ランプ、シャンデリア等を移設して活用することは可能です。歴史的建造物としての価値を損なわないよう設置・活用することが望まれます。 また、活用しないものを保管していただくことも可能ですが、別添 7 に記載の箇所を最大限活用することが望まれます。
2	令和2年 11月9日	本文P9 2 (3)キ(ウ)	提出書類には、弊社の経営状況を具体的なデータで示す、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表が含まれています。弊社にとっては極めて機密性の高い書類のため、提出後、貴市にて保管いただくのに最低限必要な部数以外は返却いただけませんか。	募集要項に記載のとおり、応募書類の返却はいたしません。応募者の機密情報に配慮し、市が保管する最低限の部数以外の資料は、本プロポーザルの審査終了後、直ちに廃棄処分いたします。
3	令和2年 11月9日	本文P15 2 (3)ク(ア)	物件引渡しの日から 4 年以内の施設利用の開始について。 どのような事実を以って利用を開始したとみなされますか。 例えば、企画提案書記載の事業の一部のみを開始する場合（ex.カフェコーナーのみ等）でも利用を開始したとみなされるのでしょうか。	募集要項に、売買物件の引渡しの日から 4 年以内に、企画提案書どおりの用途で施設の利用を開始しなければならない旨を記載しており、企画提案書に記載された全ての用途に供することをもって、施設利用の開始とみなします。 なお、購入者の責めに帰することのできない事由等により、当該期間内に施設利用を開始できない場合は、その理由等を記載した書面により市に申請し、承認を受けた場合は、その限りではありません。
4	令和2年 11月16日	本文P3 1 (2)イ(エ) 本文P14 4 (2)カ(ア)	契約締結後に更にアスベスト等が発見された場合、市や近隣住民等への対応はどうすればよいでしょうか。	アスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事を行う場合は、関係法令に基づき各種手続きおよび飛散防止等の措置を適切に行っていただきます。 必要な手続きおよび飛散防止等の措置の内容につきましては、環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、函館市の「アスベスト（石綿）処理マニュアル」でご確認ください。 また、附属建物は売買契約締結後も市所有のままとなることから、附属建物内でアスベストが発見された場合は、本プロポーザル担当部課（企画部国際・地域交流課）までご報告いただきます。 ●石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省） http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/ ●アスベスト（石綿）処理マニュアル（函館市） https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020300024/

番号	掲載日	対象書類 等の名称	質問内容	回 答
5	令和2年 11月16日	本文P4 1 (4)イ(ア) 別添 7	「歴史的・文化的価値を有する可能性が高い箇所（別添 7）」について、建物の趣きを損なわない程度において、壁や柱、扉等の塗り直し（色・ニス等）は可能でしょうか。	可能です。実施内容は提案に委ねますが、評価の対象となりますので、歴史的建造物としての価値を損なわないよう実施することが望まれます。
6	令和2年 11月16日	本文P14 4 (2)キ(オ)	「当該改修工事のために実施した調査の結果」とは、具体的にどのような内容が求められるのでしょうか。	一例として、改修工事を予定している箇所の構造等の確認のため、天井や床・屋根等を剥がした箇所を撮影した写真に状況のコメントを添えて提出していただくことを想定しております。
7	令和2年 11月18日	別添 5	「別添 5 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）外観等改修費用積算調査報告書」図面のCADデータ提供が可能でしょうか。	企画提案書または公開用企画提案資料作成のために利用する場合に限り、市が原権利者（(特非)はこだて街なかプロジェクト）から許諾を受けて作成した複製CAD図面データの提供をいたします。「様式 9－1」を追加しましたので、利用を希望する場合は本様式により申請してください。 なお、本プロポーザルの応募者とデータの利用者が異なる場合には、利用者は「様式 9－1」により申請し、応募者は、「様式 9－2」を追加しましたので、本様式により副申してください。